

本報告書の利用にあたっては、当該者等のプライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成20年12月4歳児死亡事例)

平成22年5月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	1
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	調査による事実関係	2
7	本市の対応	3
8	提言（今後の課題）	3
 (参考資料)		
7.	本市の区における相談体制	5
1.	検証体制等	6

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている（児童虐待防止法第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成20年12月25日午後4時頃、4歳男児が、自宅アパートにて母親から首に電子蚊取り器のコードを巻き付けて締められ、窒息死させられた。

母は、同日午後5時18分頃、警察署へ「息子を絞め殺した」と110番通報し、殺人未遂の現行犯として逮捕。本児は、搬送先の病院で2時間半後に死亡を確認された。父は当時不在。

4 家庭の状況

3人家族（年齢は事件当時）

父 41歳 会社員

母 36歳 主婦、無職

本児 4歳 家庭保育（幼稚園、保育園等の就園なし）

5 事例の経過（福岡市における関与）

- 平成20年5月 A市より福岡市B区へ転居。
- 12月23日 A市のホテルに母と子で宿泊。
- 12月24日午前 母子でA市の相談機関へ来訪。1時間50分の面接相談。内容は夫婦間のことについて。当該相談機関は、現住所地の相談機関を紹介し、電話連絡で引継ぐ。
- 同日午後 母子でB区福祉事務所家庭児童相談室へ来訪。約2時間の面接相談、内容は家庭の問題。生き立ち、夫婦間の悩み、今後のこと、自分の子の言葉にショックを受けたこと等。面接の最後「今日は帰る。今後親子3人でやっていきたい。話を聞いてもらってよかった。1月から幼稚園に通わせる」など話す。家庭相談員から、何かあったらまた来所してお話してくださいと伝える。
- 12月25日午後 事件発生。母自身が110番通報。現行犯逮捕。

6 調査による事実関係

(1) A市における乳幼児健康診査記録

4ヵ月、7ヵ月、10ヵ月、1歳、3歳、いずれの健診もA市にて当該月に受診。

生育は心身ともにほぼ標準域。

1歳までの健診時には離乳、湿疹、奇声の心配について、3歳児健診では子育て困難についての記載あり。

(2) 自殺を決意するまでの経緯（公判傍聴より）

①母は、中学までに両親と死別。

②平成8年婚姻。長く子に恵まれなかった。平成16年、本児出生。

③母は、家庭では親子3人の時間を強く求めていた。A市から福岡市B区へ転居後、父は家族との時間確保に努めたが、母は育児や夫婦関係への不安などから精神的に不安定になった。頼れる友人、親族は少なかった。

④平成20年12月、母は父への不信感、夫婦関係の悪化を感じる。

⑤12月23日の夜、父が留守の間、母は離婚を考え、本児をつれて家を出、A市のホテルに1泊。

⑥12月24日、A市役所に相談に行きA市内の相談機関を紹介され、午前中はそこで相談。今後のこともあるので居住地である本市B区の家庭児童相談室を紹介される。午後はB区で相談し、その後は帰宅。自殺したいという気持ちはなかった。帰宅して父が外泊した母を責めなかったのを悪い方に考えた。

⑦12月25日、母は生きる気力が無くなり昼頃から自殺の意思を固める。母が死に子が残されるとかわいそうと考えて、道づれにしようとして電気蚊取りのコードを巻き付け殺害した。母は、自殺を図ったが死に切れず、自ら警察へ電話した。

7 本事例の分析

- (1) 今回は、事件前日の12月24日に1回相談を受けているが、相談内容についても家庭の問題に関するものであり、翌日の心中企図（死亡事例）を予測できるものではなかった。相談機関として虐待防止は困難であったと思われる。
- (2) 本事例の背景要因として、20年5月に転入後、幼稚園、保育所等の就園がなく、専業主婦の母親が周りとの関係性を持つ機会がほとんど無いというのに、父親の多忙と相まって、愚痴さえこぼせないなど孤立化が強まっていたことが想像できる。
- (3) また、心中に関する日本人の特性として、心中を企図する親は、「子どもを残したらかわいそう」という子どもと一体化、子どもを私物化している心理状態にあり、すべての子どもは固有の生きる権利を有するとの認識に欠けることが上げられる。

8 提言（今後の課題）

本事例については、現時点では未だ判然としない点があるが、当専門部会の目的は、児童虐待の再発防止策を検討することにあるので、現時点で判明したことを踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

(1) 困難を抱えているにもかかわらず相談援助を求めない親への対応

近所とも接触が少なく、性格的にも愚痴さえこぼせない人、相談する親戚や友人等が身近にいない人、相談情報等を自ら求めず、幼稚園・保育所の就園や子どもプラザ等の利用についても自らしようとする親に対して、どのような働きかけをするか対策の検討を要する。

(2) 転入者の孤立化への対応

本市は転勤族が多いこともあり、育児に関する社会資源について繰り返し情報提供することが必要である。特に、育児困難を感じる人に役立つ情報を入手しやすいように工夫を要するが、相談援助や情報入手を自ら求めない人に対する提供方法等について、検討が必要である。

(3) 相談機関等の能力向上と組織的対応

- ① 本事例については、家庭問題についての初回の相談であるため、翌日の心中企図（死亡事例）を予測できるものではなかったと思われるが、相談員や職員が相談内容等から子どもの視点に立った虐待リスクアセスメントの技術向上が求められる。例えば、地域での孤立状況、親自身の両親との死別、子どもとの家出状況等のリスクを判断し、見守り体制の必要性を検討すること。また、出産前から育児まで一連のきめ細やかな支援が必要であるが、特に、不妊治療後に出産、育児に到っているケースの中には、子ども、子育てについてのあこがれや理想と、現実とのギャップにとまどうことがあり得ることが、専門家により指摘されており、よりきめ細やかなケアが必要な場合があることを関係者は再認識すべきである。

- ② 一方、相談を受けた後に本件のような結果となった場合、相談員自身も精神的ダメージを受けることがあります（事件のことが頭から離れなくなる、自分が無力だと感じる、頭痛や不眠等の身体の不調が生じる、等）その結果、過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたり等の不適切な対応にもつながりかねない。日頃からの相談体制として、相談員同士で共有し一人で抱え込まない、組織で対応する、自ら（組織）の限界を再認識する、仕事と自分の生活とを区分し、気分転換を図る、休息や睡眠をきちんと取る、等が必要である。

(4) 心中予防・啓発

- ① 心中を企図する親は、「子どもを残したらかわいそう」という子どもと一体化、子どもを私物化している心理状態にある。すべての子どもは固有の生きる権利を有しており、社会全体が子どもの生存及び発達が最大限確保されるべきことを認識するよう、繰り返し啓発を続けることが必要である。
- ② また、心中事例の調査報告では、高い率で親のうつ病等の精神疾患が指摘されている。親のうつ病等の精神保健の問題からも虐待（心中）リスクアセスメントすべきであることを関係者は理解する必要がある。

(5) 乳幼児健診後のフォロー

乳幼児健診で育児困難や虐待リスクの所見を有する場合のフォローアップ基準や対応システムは、既に構築していると思うが、改めてフォローアップすべき基準やチームで検討・対応するシステムをチェックし、関係部署との連携を強化することが必要である。

保健福祉センター

子育て支援課

ア. こども家庭福祉係

保育所（通年入退所受付措置、就労・出産・障がい・病気・終日介護等）

児童手当(小学6年生まで) 児童扶養手当(母子家庭等) 特別児童扶養手当(障がい児)

災害遺児手当、第三子手当、等

イ. こども相談係（各区3人：事務、保健師、保育士）

児童相談、母子(ひとり親)相談、女性(DV)相談、子育て相談、家庭児童相談室、

児童虐待通報受付窓口、区要保護児童支援地域協議会運営、すこやか赤ちゃん訪問事業

子どもプラザ施設管理、等

ウ. 家庭児童相談室（こども相談係）

①設置根拠

区分	設置	業務内容	根拠等
家庭児童相談員	s47.5.1	家庭における適正な養育その他家庭児童福祉の向上を図る等、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談業務	s39.4.22 厚生省事務次官通知 家庭児童相談室の設置運営について
婦人相談員	s32.1.7	要保護女子等につき、その発見に努め、相談・指導を行うとともに一般婦女子の生活相談を行う。	売春防止法第35条 DV防止法第4条
母子自立支援員	s47.5.1	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対して相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。	母子及び寡婦福祉法第8条

②設置概要

月曜～金曜（区役所開庁日）9時～17時、電話及び面接

③家庭相談員の配置

計20人（各区3人、城南区2人）女性、36～63歳、経験0.8～21年

資格等：看護師、保健師、保育士、教諭、臨床心理士、社会福祉士等

④相談実績（延べ件数）

年度	家庭・児童	母子	女性(婦人)	合計
15	3,759	15,011	5,277	24,047
16	4,211	16,538	5,838	26,587
17	3,753	15,697	7,187	26,637
18	5,383	14,647	6,010	26,040
19	4,797	12,916	4,767	22,480

(その他こども相談関係サービス)

福祉・介護保険課 障がい児の福祉等

健康課 母子保健、各種健診、心の相談等

地域保健福祉課 地域保健福祉活動、民生・児童委員連絡調整等

保護課 生活保護

4. 検証体制等

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

所管事項

(1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

(2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

【 委 員 】

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学准教授（人間科学部社会福祉学科）
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授（人間環境学研究院）
平田 伸子	九州大学大学院教授（医学研究院保健学部門）
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師（精神科）

○ 部会長

平成20年12月児童虐待死亡事例の検証

第1回 事実確認及び検証方法の検討（平成21年7月7日）

- (1) 事例検証の趣旨、検証方法、検証の進め方
- (2) 事例の概要
- (3) こども相談体制の概要
- (4) 検証体制、手順及びスケジュール

（追加資料の収集調査）

第2回 検証報告書素案の検討協議（平成21年8月27日）

- (1) 追加資料の説明
- (2) 事実確認の総括
- (3) 虐待防止策について
- (4) 検証報告書の作成について

福岡市こども未来局こども部こども家庭課

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

TEL 092-711-4238 (直通)

FAX 092-733-5534

E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp